明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路法等の一部を改正する法律（三〇）　一〇
○港湾法の一部を改正する法律（三一）　七
○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（三二）　一〇

〔政　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七一）　一〇
○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令（一七二）　二

〔告　示〕
○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**二五四）　三
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**二五五）　三
○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**二五六）　三
○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**二五七）　三
○超音波ウェルダーの型式を指定した件（**同**二五八）　三
○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（**同**二五九）　三
○無電極放電ランプの型式を指定した件（**同**二六〇）　三
○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**二六一）　三
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**二六二）　三
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（**同**二六三）　三

〔官庁報告〕
官庁事項
船員法の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する登録検査機関の登録（国土交通省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金変更関係　四

地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　国土交通大臣は、都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの等に限る。）を自ら行うことができることとした。（第一七条及び第二七条関係）

2　道路管理者は、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間において、維持修繕協定を締結することができることとした。（第二二条の二関係）

3　交通上密接な関連を有する道路の管理を行う二以上の道路管理者は、これらの道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第二八条の二関係）

4　道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができることとした。（第三七条関係）

5　道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないこととした。（第四二条関係）

6　国土交通大臣は、車両の幅等に関する最高限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路について、当該道路管理者と協議して、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができることとし、国土交通大臣が当該道路について第四七条の二第一項の許可に関する権限を行うときは、同条第二項に規定する当該道路管理者への協議を要しないこととした。（第四七条の三関係）